

出席停止証明書について

学校感染症に関する出席停止について

学校感染症※に罹患（りかん）した場合、出席停止となります。学校感染症に罹患したと診断を受けましたら、医師の指示のもと、出席を停止してください。感染の恐れがなくなり登校する際には証明書が必要となります。

[出席停止証明書（様式）](#)をクリックし「出席停止証明書」（PDF ファイル）を印刷、ご家庭で学年・組・番号・氏名を記入のうえ医療機関において証明してもらってください。「出席停止」の期間は欠席扱いにはなりません。また、出席停止証明書は学校でも配布しています。

なお、インフルエンザについては、「出席停止証明書」ではなく「インフルエンザ登校許可願」の提出に変更となりました。

※学校感染症

	病名	出席停止期間
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、鳥インフルエンザ、新型インフルエンザ	医師の許可があるまで（治癒するまで）
第2種	インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザを除く）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後、2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身症状が良好になるまで
	風しん（三日ばしか）	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消失した後2日を経過するまで
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症（O157など）、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症にかかったとき	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで